

観光産業チャレンジ支援事業費補助金（概要）

事業目的

本県の観光産業は、宿泊業をはじめとして離職率が高く、将来に渡り県経済を牽引していく産業として発展するためには、誰もが憧れる職業となるよう、様々な課題を解決しなければならない。特に生産性は他産業と比べて低く、小規模事業者が多い産業構造がその一因であり、解決に向けては、事業者の連携が重要と指摘されている。

観光産業チャレンジ支援事業費補助金は、観光産業が直面する課題の解決に向けた、事業者の連携等による新たなチャレンジを支援することで、地域の生産性が向上し、従業員の賃金引き上げが図られることを目的とする。

※地域とは、山梨県内において共通の観光資源や文化資源を活用して事業を行う区域

補助金の交付を受けることができる者

対象	内容
DMO	山梨県内に事業所を有する観光庁登録DMO及び候補DMO
観光協会等	山梨県内に事業所を有する観光協会など観光振興を主たる目的とした団体
連携事業者	観光事業者（宿泊施設事業者・飲食事業者・旅客自動車運送業者・観光施設事業者・土産物店事業者・体験事業者等）を含む、山梨県内に事業所を有する2者以上で連携した事業者

※その他の要件については、補助金交付要綱、募集要領に記載

補助事業

<①～③の要件を全て満たす事業>

- ① 観光事業者の生産性が向上し、従業員の賃金引き上げが図られる事業
- ② ①を行うにあたり、プロセスが明らかとなっている事業
- ③ 翌年度以降も継続される事業

賃金引き上げ目標の設定

- DMO及び観光協会等は、対象地域の観光産業の従業員の賃金引き上げ目標を設定
- 連携事業者は、連携する全ての観光事業者の従業員の賃金引き上げ目標を設定

※上記の目標の達成に向けた令和6年度の取り組みに対し助成

観光産業チャレンジ支援事業費補助金（概要）

補助率・補助上限額

補助率：1／2以内、補助上限額：5,000千円

事業実施場所

山梨県内で実施する事業

採択件数

2件程度を予定

補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、補助事業に必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち、次の（１）～（３）の全てに該当する経費

- （１） 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （２） 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- （３） 証拠書類によって金額・支払い・納品等が明確に確認できる経費

補助対象経費		補助率	軽微な変更
人件費	人件費（本事業のために雇用する者の人件費のみ補助対象）	補助対象経費の1／2以内 （補助金の額は5,000千円を上限とする。）	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
物件費 （委託料を除く）	報償費（講師等への報償） 旅費（公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額、宿泊は真に必要な場合のみ（上限：9,170円／泊） （食事代は補助対象外） 需用費（印刷製本費、消耗品費等） 役務費（通信運搬料、保険料等） 使用料及び賃借料（リース料等）		
委託料	委託料（外部委託経費）		
備品購入費	備品購入費（5万円以上の物品）		
工事請負費	工事請負費（施設整備等）		
その他知事が補助事業実施に必要と認める経費			

※対象外となる経費

用地取得に係る経費、消費税及び地方消費税、補助事業に係る打ち合わせ等の旅費、旅費に係る特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代、旅行者へのクーポン券の配布など特定の個人に給付する経費（ただし、事業実施のためのアンケートの謝礼に係る物品等は除く。）、食糧費（会議用のお茶や講師用弁当など食糧費全般が対象外。ただし、美酒・美食等に関する補助事業で食材等を調達する場合等は補助対象。）、補助事業者の通常の事業活動に伴う経費、本事業に直接関係のない経費、本事業の申請に要する経費、宗教的儀式に係る費用、その他、知事が不相当とした経費

観光産業チャレンジ支援事業費補助金（概要）

検 討 会

補助金交付要綱第5条第2号の規定に基づき、有識者等からの意見聴取を目的として検討会を開催する。
検討会では、申請書類及びプレゼンテーション等をもとに事業内容を評価し、この評価を踏まえ山梨県が採択事業を決定する。

（1）検討会でのプレゼンテーション

検討会では代表者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施

（2）検討会における評価項目

- ① 現状・課題の把握（地域の現状や課題を的確に捉え、支障となっている要因を把握しているか 等）
- ② 実施方法の適正性（事業の実施方法に具体性、妥当性、実現可能性があるか 等）
- ③ 事業の継続性（自走に向けた財源や人的資源の確保が明確になっているか 等）
- ④ 従業員の賃金引き上げ目標の適正性（実現可能な従業員の賃金引き上げ目標となっているか、目標達成に向けプロセスが明確となっているか 等）

※検討会の日時・場所・実施方法等については、別途連絡するとともに、開催日は山梨県ホームページ（6月下旬頃）に公表する。
（開催日は、7月8日～12日の間を予定）

スケジュール

時期	申請者	山梨県
6月	補助金交付申請応募開始	
7月	補助金交付申請締め切り	検討会開催 交付決定通知書送付
3月31日	事業終了	
4月・5月	実績報告書提出期限（4月10日）	補助金の額の確定通知書送付
	請求書提出	補助金支払い